

# 荻野小学校 P T A 規約



令和3年2月

# 伊丹市立荻野小学校PTA規約

## 第 1 章 総 則

(名称と目的)

- 第 1 条 本会は、伊丹市立荻野小学校PTAと称し、事務所を同校内に置く。
- 第 2 条 本会は、伊丹市立荻野小学校に在籍する児童の家庭と学校と地域とが一体となり、児童と会員の福祉増進、並びに心身の向上を図るとともに、民主教育の発展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会は、前条の目的達成のために次の活動をする。ただし、学校管理に干渉せず、又宗教及び政治活動を行わない。
- (1) 会員相互の教育を高めることにより、さらによい保護者、よい教師となるようつとめる。
  - (2) 学校、家庭及び地域における児童並びに保護者の環境をよりよくするようにつとめる。
  - (3) その他、前条の目的達成のために必要な事項をすすめる。

## 第 2 章 会 員

(組 織)

- 第 4 条 本会は、次の会員をもって組織とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。
- (1) 本校に在籍する児童の保護者と、本校に勤務する教職員を会員とする。
  - (2) 児童が入学、転入した時点で入会とし、卒業、転出した時点で退会とする。
  - (3) 卒業、転出によらず、退会、休会を希望する場合は、退会、休会理由を書面で会長に提出し、受理されれば退会、転校による転出を認める。

## 第 3 章 役 員 ・ 委 員

(役 員)

- 第 5 条 本会には次の役員を置く。
- |       |     |        |     |       |     |
|-------|-----|--------|-----|-------|-----|
| 1、会 長 | 1名  | 2、副会長  | 若干名 | 3、書 記 | 若干名 |
| 4、会 計 | 若干名 | 5、会計監査 | 2名  | 6、顧 問 | 若干名 |

(委 員)

- 第 6 条 本会には次の委員を置く。
- 委員は運営に必要と認めた人員とする。

(役員の仕事)

第 7 条 役員は、次の仕事を遂行する。

- (1) 会長は本会を代表し、総会、委員総会、運営委員会、役員会を召集し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。ただし、うち1名は庶務を担当する。
- (3) 書記はすべての活動状況の記録及びその保管にあたる。
- (4) 会計は本会の会計事務を処理し、会計帳簿の作成保管にあたる。
- (5) 会計監査は財務書類を監査し、通常総会において監査報告する。
- (6) 顧問は、校長、前会長などがその任にあたり、随時会議に出席し助言する。

(委員の仕事)

第 8 条 委員は次の仕事を遂行する。

- (1) 委員は、委員総会並びに、所属する委員会、部会に出席して議案を審議する。
- (2) 委員は、第20条及び部会細則によりいずれかの部に所属し、業務を分担して部会を組織する。

(役員・委員の任期)

第 9 条 役員・委員の任期は、就任した日から次年度通常総会までとし、再選を妨げない。ただし、欠員の補充によって就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員・委員の選出)

第 10 条 役員・委員は、PTA選挙細則により選出し、役員は総会の承認を得る。

## 第 4 章 機 関

(会 議)

第 11 条 本会は、次の各種会議をもつ。

- |        |          |                  |
|--------|----------|------------------|
| 1、 総 会 | 2、 委員総会  | 3、 運営委員会         |
| 4、 部 会 | 5、 学級委員会 | 6、 役員会 (会計監査は除く) |

(総 会)

第 12 条 通常総会は会の最高決議機関で、毎年1回年度初めに開催する。ただし、会員の1/3以上の要請がある時は、委員総会の承認を得て、臨時に総会を開かねばならない。

- 第13条 次の事項は通常総会において報告し、承認を得なければならない。
- (1) 前年度の事業並びに収支決算
  - (2) 本年度の事業計画並びに予算
  - (3) 会費の変更等、規約の改廃
  - (4) 役員承認
  - (5) その他必要な事項
- 第14条 総会の定員数は、委任状を含めた全会員数の1/3とし、議事の決定は出席会員の多数決により、又、可否同数の場合は議長が決定する。  
議長は総会の席においてその都度選出する。
- 第15条 通常総会及び臨時総会は原則招集による決議とし、役員会が必要と認めるときは書面による決議を行うことができる。
- (委員総会)
- 第16条 委員総会は、総会に次ぐ決議機関で、緊急の場合又はやむを得ない事情で総会召集が不可能と運営委員会が認めた時に限り、総会に代わって決議することができる。
- 第17条 委員総会は、委任状を含めた全委員の1/2以上で成立し、決議は出席者の多数決で決定する。会長随時これを召集する。
- (運営委員会)
- 第18条 運営委員会は、企画機関で次の任務を行う。
- (1) 第3条に定められた活動並びに、総会決議による事業計画の企画。
  - (2) 委員総会での審議を円滑にするための原案の作成準備。
  - (3) 緊急を要する事項に限り、委員総会に代わって処理することができる。
- 第19条 運営委員会は、会長、副会長、書記、会計の役員と、各正副部長をもって構成し、全運営委員の1/2以上の出席で成立する。ただし、各正副部長に事故ある時は、所属の部員が代理出席の上、発言、決議することができる。
- (部会)
- 第20条 本会は、第3条の目的達成のために、次の各部を設けるとともに、その運営は部会細則による。
- 1、愛護防犯部 2、保健体育部 3、教育部 4、伊丹市同和教育研究部
- 第21条 各部は、委員の分担により構成され、部毎にその部が必要と認められた時に部長が召集し、運営委員会に対して事業の立案計画を決定送付する。
- 第22条 各部会の委員分担と選出方法は、部会細則による。
- (役員会)
- 第23条 役員会は、会長、副会長、書記、会計をもって構成し会長が必要と認められた時に召集する。

## 第 5 章 会 計

(会 費)

第24条 (1) 会費は、児童1人及び教職員1人につき年会費1800円とする。  
ただし、事情やむを得ないと認めた時は減免することができる。

(2) 徴収された会費は原則として返却しない。

(3) 剰余金は次年度会計に繰り越し、分配はおこなわないものとする。

第25条 会費以外に費用を徴収する時は、総会の決議を得なければならない。  
ただし、全家庭の投票により、その2/3以上の賛成をもって総会の決議にかえることができる。

(会 計)

第26条 本会の会計は、一般会計及び特別会計とする。

第27条 本会の経費は、会費、寄付金及び事業収益金などをもってこれにあてる一般会計と、周年事業積立金を管理する特別会計とする。

第28条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

## 第 6 章 個人情報取扱規則

(目 的)

第29条 伊丹市立荻野学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(責 務)

第30条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管 理 者)

第31条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

(取 扱 者)

第32条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員とする。

(秘密保持義務)

第33条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第34条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第35条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成

(利用目的による制限)

第36条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第37条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第38条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。  
また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第39条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第40条 個人情報を第三者に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認書)

第41条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨

(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第42条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第43条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研 修)

第44条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第45条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改 正)

第46条 本会の「伊丹市立荻野学校PTA)個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、平成30年1月より施行する。

## 第 7 章 付 則

- 第47条 本会には、次の細則並びに規定を設けることとする。  
1、慶弔規定      2、部会細則      3、選挙細則  
4、その他必要と認められた細則
- 第48条 本会運営に必要と認められた時は、本規約に反しない限り委員総会の決議を得て、細則を作成又は改廃することができる。ただし、次期総会において報告しなければならない。
- 第49条 本規約は、第13条、第14条の定めにより、総会の決議がなければ改廃できない。
- 第50条 本規約について疑義が生じた場合は、運営委員会の解釈に従う。ただし、委員総会へ報告を要する。
- 第51条 伊丹市PTA連合会代議員は、運営委員より選出する。
- 第52条 本規約は、昭和51年10月2日より施行する。

(昭和62年5月 一部改正)

(平成 2 年5月 一部改正)

(平成11年5月 一部改正)

(平成12年5月 一部改正)

(平成15年5月 一部改正)

(平成26年5月 一部改正)

(平成28年5月 一部改正)

(平成29年5月 一部改正)

(平成30年5月 一部改正)

(令和 3年2月 一部改正)